

【資料2】

市民体育館使用人数（令和3年度～令和5年度）

令和3年	有料	免除	計
月	使用人数	使用人数	使用人数
4月	902	480	1382
5月	522	300	822
6月	1559	630	2189
7月	1307	960	2267
8月	157	450	607
9月	0	1115	1115
10月	1203	1075	2278
11月	907	169	1076
12月	0	0	0
1月	750	442	1192
2月	555	454	1009
3月	952	1219	2171
合計	8814	7294	16108

令和4年	有料	免除	計
月	使用人数	使用人数	使用人数
4月	1339	836	2175
5月	2401	624	3025
6月	1260	965	2225
7月	924	956	1880
8月	810	916	1726
9月	1059	1538	2597
10月	1648	544	2192
11月	1301	457	1758
12月	1273	395	1668
1月	962	520	1482
2月	1255	747	2002
3月	1087	1167	2254
合計	15319	9665	24984

令和5年	有料	免除	計
月	使用人数	使用人数	使用人数
4月	1841	872	2713
5月	1836	759	2595
6月	1288	876	2164
7月	2278	1835	4113
8月	1639	765	2404
9月	1046	413	1459
10月	1435	989	2424
11月	1547	342	1889
12月	1156	352	1508
1月	1927	629	2556
2月	1808	599	2407
3月	1713	1101	2814
合計	19514	9532	29046

市民武道場使用人数（令和3年度～令和5年度）

令和3年	有料	免除	計
月	使用人数	使用人数	使用人数
4月	174	800	974
5月	2	440	442
6月	364	940	1304
7月	124	635	759
8月	65	340	405
9月	0	420	420
10月	231	748	979
11月	101	280	381
12月	80	1404	1484
1月	71	534	605
2月	0	344	344
3月	31	65	96
合計	1243	6950	8193

令和4年	有料	免除	計
月	使用人数	使用人数	使用人数
4月	28	310	338
5月	111	360	471
6月	175	0	175
7月	0	0	0
8月	0	0	0
9月	46	320	366
10月	88	334	422
11月	58	290	348
12月	28	304	332
1月	39	1454	1493
2月	99	448	547
3月	24	560	584
合計	696	4380	5076

令和5年	有料	免除	計
月	使用人数	使用人数	使用人数
4月	98	878	976
5月	104	644	748
6月	70	500	570
7月	93	378	471
8月	20	300	320
9月	120	470	590
10月	165	280	445
11月	24	347	371
12月	79	1008	1087
1月	29	340	369
2月	52	460	512
3月	31	608	639
合計	885	6213	7098

市民弓道場利用人数（令和3年度～令和5年度）

令和3年	有料	免除	計
月	利用人数	利用人数	利用人数
4月	45	280	325
5月	51	162	213
6月	42	702	744
7月	55	638	693
8月	45	289	334
9月	39	601	640
10月	41	665	706
11月	42	506	548
12月	55	606	661
1月	43	120	163
2月	40	258	298
3月	55	565	620
合計	553	5392	5945

令和4年	有料	免除	計
月	利用人数	利用人数	利用人数
4月	105	271	376
5月	101	157	258
6月	99	678	777
7月	110	617	727
8月	115	280	395
9月	107	581	688
10月	112	644	756
11月	150	490	640
12月	82	586	668
1月	75	124	199
2月	85	250	335
3月	95	547	642
合計	1236	5225	6461

令和5年	有料	免除	計
月	利用人数	利用人数	利用人数
4月	99	278	377
5月	102	161	263
6月	89	697	786
7月	98	634	732
8月	110	288	398
9月	105	597	702
10月	103	662	765
11月	145	504	649
12月	81	602	683
1月	70	118	188
2月	81	257	338
3月	91	562	653
合計	1174	5360	6534

【資料3】

地方自治法

(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)

(公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、

当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

地方自治法施行令

(昭和二十二年五月三日政令第十六号)

(一般競争入札の参加者の資格)

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。

その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくして契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。